

【1983年5月24日】臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）

閣議決定

（3）臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）

昭和58年5月24日

閣議決定

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現が求められている現下の状況にかんがみ、この際、政府は行政の簡素化、効率化を強力に推進することとし、既定の方針に基づき、臨時行政調査会の行政改革に関する答申（以下「答申」という。）を最大限に尊重しつつ、所要の改革を着実に推進するものとする。

その具体化に当たっては、既往の閣議決定等のほか、当面、下記方針により所要の改革方策の調整、立案を進め、逐次これを実施に移すものとする。

第1 当面の改革事項に関する調整、立案の方針

主として第5次答申において取り上げられた当面の改革事項に関する政府部内における調整、立案の方針は次のとおりとする。

1 現業、特殊法人等

（1）現業等の合理化

ア 郵政事業

郵政事業については、低廉なコストにより社会経済の変化に即応した良質なサービスを提供する等のため、適切かつ効率的な事業運営が求められていることにかんがみ、当面、次のとおり合理化措置を講ずるものとする。

（ア）事業運営の合理化、効率化

a 郵便事業

（a）業務委託の積極的拡大

運送部門中心の業務委託を局内作業、集配作業等についても一層拡大するとともに、郵便取集め作業等において部分的委託となっているものについては、作業実態を勘案しつつ速やかに一括委託を行う等、事業全般にわたる業務委託を積極的に推進するものとする。

(b) 機械化等各種合理化の推進

投資効率を勘案しつつ、機械化により局内作業の省力化、自動化を推進するものとする。

鉄道郵便局については、拠点となる郵便局の有効な活用、各種輸送機関の動向に対する適切な対応等によりその組織、要員の縮減を図るとともに、その在り方についても抜本的に検討する。また、小包郵便業務についても、取扱い量の急激な減少傾向にかんがみ、早急にコストの縮減を図るなどの合理化を行う。

(C) サービス水準の適正化等

配達の原則一日一度化、窓口取扱時間の短縮等を行い、サービス水準の適正化等を推進するものとする。

b 為替貯金事業及び簡易生命保険事業

為替貯金事業及び簡易生命保険事業については、引き続き業務の一層の合理化、効率化を推進するものとする。

郵便貯金会館及び簡易保険郵便年金保養センター等の施設については、原則として新設を行わないこととするとともに、経営の効率化を推進するものとする。

なお、為替貯金事業及び簡易生命保険事業の在り方については、答申の趣旨に沿って、政府部内において引き続き具体的検討を進める。

(イ) 要員の合理化

事業運営の合理化、効率化に合わせて、計画的かつ積極的に要員の縮減を図る。また、事業環境の変化に伴う業務量の変動及び業務内容の変化に適切に対応するため、内・外勤制度の一体化を含む制度の在り方について検討を行うものとする。

(ウ) 機構の合理化

事業運営の合理化、効率化に合わせて、次の措置を講ずるとともに、現業部門の外局化等について検討を行うものとする。

a 地方支分部局の整理合理化

地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政局に統合するとともに、地方郵政監察局支局を廃止し、事故調査・初動捜査業務を中心とする現地的事務処理機関を配置することとし、下記3(1)のブロック機関の整理合理化及び同(2)の府県単位機関の整理合理化の一環として、措置するものとする。

b 逓信病院、診療所の整理合理化

逓信病院について、特に利用率の低い病院、小規模病院、近接病院等の整理統合、診療科等の削減、定員の縮減等の合理化を行うほか、診療所についても整理統合を進めることとし、昭和59年度予算編成過程において具体的成案を得て、措置するものとする。また、逓信病院の共済組合への移管等について速やかに検討を進めるものとする。

イ 国有林野事業

国有林野事業については、その経営収支の現状等にかんがみ、答申の趣旨に沿い、早急に国有林野事業改善特別措置法による現行改善計画の抜本的見直しを行い、これに基づき以下の方向で諸般の合理化措置を昭和 59 年度から逐次実施するものとする。

この場合、中長期的計画、年次計画等に基づく事業管理を行うとともに、事業内容、事業成果等を毎年度公表するものとする。

(ア) 事業運営の簡素化・合理化等

- a 官業としての業務分野、販売形態等事業範囲の在り方を見直し、事業運営の簡素化・合理化を図るものとする。
- b 経済林と非経済林との機能区分と、それにふさわしい施業方法の確立等所要の措置を講ずるものとする。
- c 従来の画一的な拡大造林方式を見直し、地域の実態に即した天然林施業への転換など、森林施業の合理化及び、投資の効率化を図るものとする。

(イ) 請負化の徹底等

- a 担い手事業体の育成強化を図り、直よう事業の請負化を促進するものとする。
- b 直よう事業については、直ようとして行うにふさわしい業務への特化を図りつつ、請負への一切換えを促進する間においても生産性の向上に努め、経営全般の効率化を推進するものとする。

(ウ) 資産の活用等による自己収入の確保等

林野・土地の積極的・計画的な売払い、森林レクリエーション事業等への活用等により自己収入の確保等を図るものとする。

(エ) 事務処理の効率化等

営林(支)局、営林署段階の経営責任の明確化、現業にふさわしい事務処理の効率化等を進めるものとする。

(オ) 要員規模の縮減及び機構の合理化

- a 今後急速な要員調整が可能となることも考慮し、定員外職員の新規採用の原則停止、定員内職員の新規採用の厳正な抑制、省庁間配置転換の推進を行う等により要員規模の縮減を図るものとする。また、職員の地域間配置転換を促進し、要員配置の適正化に努めるものとする。
- b 林野庁の内部組織については、林政部門と国有林経営部門とを明確に区分するため、再編成することとし、下記 2(1)の内部部局の再編合理化に合わせて、昭和 59 年度予算編成過程において、具体的成案を得るものとする。また、各地方レベルにおける国有林・民有林の協力体制の強化及び林政と農政の緊密な連携を図るための組織の在り方についても、検討するものとする。
- c 地方支分部局の合理化については、引き続き既定方針の着実な実施を図るほか、上記諸措置の実施による要員の合理化に伴い、逐次計画的に整理・統廃合を行うも

のとする。この場合、営林局については、下記 3(1)のブロック機関の整理合理化により、措置するものとする。

d 営林病院について定員の縮減等の合理化を行うほか、診療所についても引き続き整理統合を進めることとし、昭和 59 年度予算編成過程において具体的成案を得て、措置するものとする。また、営林病院の共済組合への移管等について速やかに検討を進めるものとする。

(カ) 改革推進のための措置

国有林野事業の改革の緊要性等にかんがみ、林政審議会に特別の部会を設置し、国有林野事業改善特別措置法に基づき所要の事項について調査審議するものとする。

ウ 造幣事業及び印刷事業

(ア) 事業の効率的運営の推進

造幣事業及び印刷事業については、自動化、民間委託を積極的に推進することにより、事業のより一層の効率的な運営を図るものとする。

(イ) 病院の整理合理化

造幣局病院については、速やかに廃止することとし、印刷局病院については、診療科等の削減、定員の縮減等の合理化を行うこととし、昭和 59 年度予算編成過程において具体的成案を得て、措置するものとする。また、印刷局病院の共済組合への移管等について速やかに検討を進めるものとする。

エ 国立病院・療養所

(カ) 国・公・私立医療機関の在り方の明確化

人口構造の高齢化、疾病構造及び保健・医療・看護需要の変化への対応、国民医療費の増加の抑制、医療供給体制の適正化等、当面する国民医療の課題に的確に対処しつつ、より適切な国立病院・療養所の機能を発揮させるため、公・私立医療機関の位置付けの明確化及び国立医療機関の機能の明確化を早急に図るものとする。

(イ) 国立病院・療養所の整理合理化

上記(ア)に基づく機能を付与する必要が認められない国立病院・療養所及び利用が著しく非効率となっておりあるいはその配置が地域的に偏在している国立病院・療養所については、おおむね 10 年を目途に相当数の施設の統廃合及び移譲を行うことにより、その整理合理化を図るものとする。

なお、地方公共団体等への移譲を行う場合にあっては、その円滑化を図るため所要の条件整備を行うものとする。

(ウ) 国立病院・療養所の経営の合理化

国立医療機関として維持されるべき国立病院・療養所については、共通管理的業

務の民間委託の促進、利用率の低い病床の廃止、転換等による病床利用率の改善等により、経営管理の徹底を図るものとする。また、施設相互間の機能の体系化・連携化により、効果的・効率的な運営に努めるとともに、その機能をより適切に発揮させるため、所要の措置を講ずるものとする。

(エ) 措置方針の作成

上記(ア)(イ)(ウ)を具体的実施するための措置方針を昭和 58 年度中に作成するものとする。

(2) 特殊法人等の整理合理化等

ア 特殊法人等の統廃合

医療金融公庫、国立競技場等統廃合を答申で指摘された法人については、原則として、昭和 59 年度末までに措置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく、諸般の準備を進めるものとする。

イ 特殊法人等の民間法人化

農林中央金庫、中小企業投資育成株式会社(東京、名古屋、大阪)等民間法人化を答申で指摘された法人については、答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として3年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。

ウ 特殊法人等の事業の縮小等

雇用促進事業団、住宅・都市整備公団等事業の縮小、重点化等上記ア及びイに掲げる事項以外の事項を答申で指摘された法人については、次の方針により、昭和 59 年度予算編成過程において具体的措置を検討し、一括して成案を取りまとめるものとする。

(ア) 政策金融関係法人については、貸出利率の引上げ、協調融資比率の引下げ等、財政負担を軽減する方向で見直しを行う。

(イ) 産業関係法人については、受益者の過度の依存や限界的な企業の温存を招かぬよう、助成内容、受益者負担の在り方等について見直しを行う。

(ウ) 公共事業関係法人については、一般合計からの出資、補助を必要とする事業について、事業規模の抑制・縮小、事業分野の限定等の措置を講ずる。

(エ) 施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止するとともに、既存施設の運営の民間委託等を進める。

(オ) その他の法人についても、答申の指摘に即してそれぞれの見直しを行う。

エ 特殊法人等の活性化方策及び役職員の在り方

特殊法人等の経営形態及び事業の在り方について厳しく見直しを行うとともに、特殊法人等の経営活性化を図るための共通方策について、答申の趣旨に即して検討を進め、具体的成案を得て、逐次実施に移すものとする。また、特殊法人等の役職員については、既往の閣議決定等の一層の順守、徹底を図るとともに、責任体制の明確化と士気の高揚を図る観点から、答申の趣旨を踏まえ、所要の具体的措置について検討するものとする。

2 行政組織

(1) 内部部局の再編合理化

保健と医療とを総合した医療政策、高齢化社会への移行等に対応した総合的な労働政策、大地震等の大規模災害に備えた防災対策、輸送需要の構造的変化等に対応した総合的な運輸政策、国際環境の変化等に対応した対外政策等新たな政策課題に対応して総合的、効率的な行政の展開を図るため、答申に指摘する 8 省庁について、その内部部局を再編成するものとする。これら 8 省庁の内部部局の再編成及び答申に指摘するその他の省庁の部局等の合理化については、原則として、昭和 59 年度予算編成過程において具体的成案を得ることとし、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の成立をまって、政令・改正により措置するものとする。

(2) 課等の整理再編

各省庁内部部局（委員会事務局を含む。）の課等については、昭和 59 年度以降 5 年間に 1 割を目途に整理再編を行うこととし、予算編成過程において省庁別に具体的成案を得て、措置するものとする。

(3) 附属機関等の整理合理化

答申で個別に指摘された各附属機関等の整理合理化（国立病院・療養所及び現業職域病院・診療所を除く。）については、下記事項を含め、原則として昭和 59 年度予算編成過程において具体的成案を得ることとし、逐次実施に移すものとする。

ア 国立大学等

今後の長期的な大学・短大の規模については昭和 70 年代以降 18 歳人口が安定する時期を念頭に置き、全体として抑制基調とする、国立大学については、その新設、学部・学科の新増設、定員増は全体として抑制し、時代の変化等に対応した学部、学科の転換、再編成を進める。また、研究所等の整理再編（共同利用機関化を含む。）を行うとともに、本部、学部等の事務機構の一元化を一層推進するものとする。

大学、学部等の附属施設についても、その必要性を見直し、整理再編を含め、その在り方を検討するものとする。

イ その他

(ア) 文部省の国立遺伝学研究所等、農林水産省の作目別の試験研究機関等、通商産業省の地域別の試験研究機関等については、その機能及び在り方を見直すとともに、所要の合理化を図るものとする。

(イ) 農林水産省の農林規格検査所の合理化の促進、通商産業省の繊維製品検査所と工業品検査所の統合を図るものとする。

(ウ) その他、矯正収容施設のうちの一部のものの廃止、各省庁の職員研修所等の在り方の見直し、海員学校の整理再編等を行うものとする。

(4) 組織及び事務・事業の見直し等

各省庁は、その組織及び事務・事業について見直しを積極的に行うものとし、特に附属機関等については、速やかに見直しのための年次計画を作成して、順次その組織、事業等の見直しを行うものとする。国立大学等については、その特殊性を考慮し、これに準じて行うものとする。また、組織の新設及び事務・事業の開始に当たって存続期限を付すことについて、引き続きその積極的推進を図るものとする。

(5) 個別行政分野の改革

ア 各種行政計画等に関する調整機能の強化

政府部内における総合企画機能を整備する観点から、経済計画、国土計画等各種行政計画の立案に当たって関係機関相互の連携を密にする等その調整の円滑化を図るものとする。このため、必要に応じ関係審議会の会長等からなる懇談の場を設けるものとする。

イ 大規模地震等防災行政分野の整備

大都市地域における大規模地震等の発生に的確に対処するため、当面、中央防災会議の下における関係省庁間の事務の緊密な連絡を図るとともに、応急活動システムの策定、緊急災害対策本部の設置手続の整備、防災無線システム全体としての各情報通信系の活用、災害行政機構の再編整備など、防災対策の総合的推進のための体制の整備について、国土庁を始め関係省庁は相互の調整を図った上で実施するものとする。

ウ 行政情報システムに関する企画調整の充実

行政情報システムの企画推進体制の整備については、政府部内における連絡調整の一層の充実を図ることとし、当面、「行政情報システム各省庁連絡会議」(局長クラス)を設置するものとする。

エ 統計行政の改善合理化

(ア) 国の行政機関が実施する統計調査については、新しい時代に即応した統計体系の整備を図りつつ、既存の統計調査について、全体として3年間に2割を目途に整理再編を図るものとする。

(イ) 各省庁等の統計関係職員の共同研修の強化及び統計関係職員の各省庁間人事交流の活発化を積極的に推進するものとする。

なお、統計審議会については、より一層の機能の活性化等を図るため、委員構成等について見直しを行うものとする。

オ 官庁営繕関係業務の効率化

建設省を始めとして関係各省庁において担当する官庁営繕関係業務については、一元化の推進等に関する答申の趣旨を踏まえ、必要に応じ関係省庁の調整を進めるとともに、民間委託の促進、営繕関係機構の再編・整理合理化、営繕関係職員の配置転換の推進等により全体としての効率化を図るものとする。

3 国と地方の関係及び地方行政

(1) ブロック機関の整理合理化

国民及び地方公共団体を主として対象とする一般のブロック機関につき8ブロックを目標として管轄区域の適正化及び設置数の整序を進めること等、答申に指摘するブロック機関の整理合理化については、原則として、昭和59年度予算編成過程において具体的結論を得ることとし、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(仮称)の成立をまって、政令改正等により措置するものとする。また、同法律案の成立後においても法律により措置することが必要な機関については、関係法律の立案等諸般の準備を進めるものとする。

(2) 府県単位機関の整理合理化

行政管理庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部については答申の趣旨に沿って所要の法律案を次期国会に提出すべく準備を進めるとともに、郵政省の地方郵政監察局支局についてもこれに準じて措置するものとする。また、農林水産省の統計情報事務所及び食糧庁の食糧事務所について、事務の整理合理化及び組織の減量化を進めるとともに、その在り方を検討するものとする。

なお、労働省の都道府県労働基準局及び婦人少年室の統合等については、下記(5)の地方事務官制度とあわせ、具体的成案を得て、措置するものとする。

(3) 支所・出張所等の整理統合

法務省の法務局等の支局・出張所、農林水産省の統計情報事務所の出張所、食糧庁の食糧事務所の支所、労働省の労働基準監督署、公共職業安定所及びその出張所を始め各省庁の支所、出張所等については、郵政省の郵便局及び大蔵省の税務署を除き、全体として5年間を目途に12パーセント程度の整理統合を行うこととし、昭和59年度予算編成過程において具体的成案を得て、措置するものとする。

(4) 地方支分部局の定員の縮減

地方支分部局の定員については、答申の指摘に沿って、一般の地方支分部局及び公共事業実施関係の地方支分部局の定員を、全体として昭和59年度以降5年間に昭和58年度末定員の7パーセント程度及び8パーセント程度、それぞれ縮減するとともに、現業その他の地方支分部局の定員についても、事務・事業の実態に即し合理化を推進することとし、その縮減を図るものとする。

(5) 地方事務官制度

社会保険関係、陸運関係及び職業安定関係の地方事務官制度については、答申の趣旨に沿って引き続き鋭意調整を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。

4 補助金等

(1) 補助金等については、「公的部門の分野に属する施策の在り方及び国と地方との間の費用負担の在り方の見直しという」観点に立ち、答申の趣旨に沿って、そのすべてについて見直しを行い、徹底した整理合理化を推進するものとする。

(2) 昭和59年度予算編成に当たっては、次の措置を講じ、補助金等の総額の厳しい抑制を図るものとする。

ア 数次にわたる答申において具体的改革方策が個別に明らかにされたものについてその実現を図るとともに、その他の補助金等についても、これを例として整理合理化を行う。

イ 数次にわたる答申において示された統合・メニュー化、終期の設定等の一般的方策を推進する。

(3) 各省庁は、上記の方針に沿い、所管の補助金等について早急に総点検を行い、これを昭和59年度概算要求に反映させるものとする。

5 許認可等

許認可等の制度については、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間の活力の発揮と自由な活動の助長等に配慮することが必要であり、このため、次のとおり、所要の施策の推進を図るものとする。

(1) 既存の許認可等の整理合理化

答申において指摘された許認可等の整理合理化に関する個別の事項等については、次により措置するとともに、その他の許認可等についても引き続き所要の見直しを行うよう努めるものとする。

ア 次の事項については、次期国会に所要の法律改正案を提出すべく、政府部内において諸般の準備を進めるものとする。

なお、その他の法律改正を要する個別の事項についても、速やかに具体的成案を得て措置するものとする。

無額面株式の発行禁止の解除（保険業法）

理容師の定期健康診断の義務付けの廃止（理容師法）

美容師の定期健康診断の義務付けの廃止（美容師法）

クリーニング師等の定期健康診断の義務付けの廃止（クリーニング業法）

製菓衛生師の試験事務の民間団体等への委譲（製菓衛生師法）

建築物環境衛生管理技術者の試験事務の民間団体等への委譲（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）

毒物劇物販売業の登録の有効期間の延長、毒物劇物製造業又は輸入業の登録等の権限（一部）の都道府県知事への委譲（毒物及び劇物取締法）

麻薬廃棄の許可権限の都道府県知事への委譲（麻薬取締法）

都道府県土地改良事業団体連合会に対する報告徴収等の権限の都道府県知事への委譲（土地改良法）

防除業者の届出受理権限（一部）の都道府県知事への委譲（農薬取締法）

蚕種検査の自主検査への移行、繭検定所の必置規制の廃止等（蚕糸業法）

漁船の登録・検認項目の簡素合理化（漁船法）

特定製造設備等の定期検査の自主検査への移行（消費生活用製品安全法）

情報処理技術者の試験事務の民間団体等への委譲（情報処理振興事業協会等に関する法律）

計量士の登録事項の簡素合理化（計量法）

エネルギー管理士の試験事務の民間団体等への委譲（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

電気工事士の試験事務の民間団体等への委譲（電気工事士法）

電気主任技術者の試験事務の民間団体等への委譲、電気工存物の設置・変更届出

の簡素合理化等（電気事業法）

通訳案内業者の試験事務の民間団体等への委譲、免許の更新制度の廃止（通訳案内業法）

電話交換取扱者の認定制度の廃止（公衆電気通信法）

⑳ 作業環境測定士の登録事項の簡素合理化（作業環境測定法）

㉑ 建設業の許可申請書添付書類及び申請書記載事項変更届の簡素合理化（建設業法）

㉒ 危険物取扱者及び消防設備士試験事務の民間団体等への委譲（消防法）

イ 次の事項を含め、政・省令等の改正により措置すべき事項については、各省庁において速やかに措置するものとする。

指定自動車教習所指導員に対する法定講習の民間団体への委託の推進

鳥類の卵の採取許可権限（一部）の都道府県知事への委譲

司法書士及び土地家屋調査士の補助者承認制度の見直し

酒類販売業の免許基準の緩和

史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等の権限の都道府県教育委員会への委譲の推進

医薬品の検定指定品目の見直し

指定養成施設の内容変更の承認等の緩和

桑苗検査の自主検査への移行

家畜人工授精師の資格取得講習会開催者の包括指定

航空機の製造・修理の確認事務の委譲

輸出貨物のデザイン等の認定に係る指定品目の見直し

船舶検査の検査項目、検査内容の簡素合理化

トラック運送事業の宅配便の運賃の在り方の検討

三種危険物取扱者の取扱範囲の拡大

ウ なお、保安四法に係る許認可等については、民間能力の活用及び行政事務の簡素合理化を進めるため、関係行政機関等による協議、調整の場を設けて、改善方策の立案を行い、成案を得次第、逐次その具体化を図るものとする。

(2) 許認可等の新設、改正に当たっての適正、合理性の確保

ア 許認可等の在り方については、新設抑制等に関する答申の指摘に沿って検討するとともに、当面、その新設、改正等に当たり、次の諸点を踏まえつつ、制度の適正、合理性の確保に努めるものとする。

社会的、経済的見地から当該規制が行政上真に必要と認められるものであること。

当該規制の効果が明確であり、かつ、その効果に比較して申請者ないし行政機関等の負担が少ないものであること。

規制の対象が必要最小限のものであること。また、規制の態様が目的達成上、必要最小限度のものであること。

他の法令等による規制との重複がなく、かつ、既存の規制その他の諸制度との関係において整合性のとれたものであること。

イ このため、政府部内においては、当面、それぞれ次により対処するものとする。

各省庁は上記の考え方に即して、許認可等の新設、改正等に当たっては、制度の適正、合理的な在り方を確保するよう努める。

内閣法制局、行政管理庁及び大蔵省は、許認可等の制度の適正、合理性の確保に配意しつつ、それぞれの所掌事務に基づく審査に当たる。

6 公務員

(1) 国家公務員の定員管理

国家公務員の定員については、第6次定員削減計画を着実に実施するほか、組織の整理再編、事務・事業の合理化等を積極的に推進し、その一層の縮減を図る。

技能・労務職員等が携わっている事務・事業については、民間委託等の合理化措置を積極的に講ずることとし、これらの職員の採用は、公務遂行上真に必要な場合を除き、昭和59年度以降行わないものとする。

なお、庁用乗用自動車運転手の欠員不補充措置を引き続き実施するものとする。

(2) 人事管理運営協議会の設置

公務員の人事管理のより適切かつ一体的な運営に資するため、各省庁の官房長等を構成員とする人事管理運営協議会を設置するものとする。

なお、専門部会の設置についても、今後必要に応じ措置するものとする。

(3) 一般公務員についての人事管理の改善

一般公務員についての人事管理の改善を図るため、当面、人事交流の積極的推進、研修の整備・充実等を図るものとする。また、専門職制の明確化、研究公務員制の運用等の改善などについても今後検討するものとする。

(4) 外務公務員についての人事管理の改善

外務公務員については、その採用のための上級試験の内容等の改善、外務省と他省庁との人事交流の活発化と他省庁職員を含む部外の適任者の積極的な活用等を引き続き図るものとする。

7 予算・会計・財政投融资

(1) 予算編成における歳出及び歳入構造の合理化

昭和 59 年度予算編成に当たっては、財政改革を引き続き強力に推進することとし、行財政の守備範囲の見直し等の見地に立って、制度・施策の抜本の見直しを行うものとする。このため、

ア 数次の答申において指摘された歳出及び歳入構造の合理化につながる諸方策については、その実現を図る。

イ 昭和 59 年度概算要求において、厳しい要求限度額を設定するとともに、各省庁は、所管の予算を根底から厳しく洗い直し、制度の改廃を含む要求を行う。

(2) 予算・会計の制度・運営の合理化

ア 会計事務の機械化について、財政事情及び機械化による費用対効果を考慮しつつ、逐次その推進を図るものとする。

イ 予算制度の合理的運営、特別会計制度の合理化、公共工事請負契約の改善等について、答申の趣旨を踏まえ、所要の改善合理化に努めるものとする。

(3) 財政投融资

財政投融资については、答申で指摘された運用の合理化、財政投融资事業の見直し等を進めることとし、昭和 59 年度財政投融资計画編成過程において、その実現に努めるものとする。

8 行政情報公開、行政手続等

(1) 行政情報の公開と保護

ア 行政情報の公開については、行政運営上の所要の改善・充実を図るとともに、制度化の問題について、答申の趣旨を踏まえつつ、検討を行うものとする。

イ 行政機関の保有する個人データの保護については、法的措置を含め制度的方策の具体的検討を行うものとする。

(2) 行政手続制度

行政の公正かつ民主的な運営を確保する観点から、行政手続法制の統一的な整備を図るため、臨時の専門的な調査審議機関を発足させるべく、準備を進めるものとする。

(3) OA 等事務処理の近代化

OA 等事務処理の近代化については、情報処理技術及び通信技術の進展に即応し、情報管理のシステム化、OA 機器（情報・通信機器）の計画的利用等を積極的に推進するものとする。

(4) オンブズマン等行政監視・救済制度

各省庁の苦情相談制度の運用に当たって連携強化、民意の反映等の措置を講ずることによりその活性化等を図るとともに、我が国の実情に適合したオンブズマン等監視・救済制度の在り方について引き続き検討を進めるものとする。

第2 既定方針に基づく改革の進捗状況と今後の措置方針

第3次答申関係等にかかる改革事項については、既に、昭和57年9月24日閣議決定「今後における行政改革の具体化方策について」等において、これに関する基本的な対処方針を定めたところであるが、目下の進捗状況と当面の措置方針は次のとおりである。

1 日本国有鉄道

(1) 日本国有鉄道再建監理委員会の早期発足

日本国有鉄道の改革については、日本国有鉄道再建監理委員会の設置等を内容とする「日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法」の成立をうけて、速やかに同委員会の発足を図る。

(2) 当面の緊急対策の具体的推進

国鉄経営の危機的状況にかんがみ、昭和57年9月24日閣議決定「日本国有鉄道の事業の再建を図るために当面緊急に講ずべき対策について」に基づく職場規律の確立、新規採用の原則停止、設備投資の抑制、地方交通線の整理の促進等の10項目の緊急対策を着実に推進してきたところである。

各対策の進捗状況及び当面の措置方針は次のとおりである。

ア 職場規律の確立等

(ア) 職場におけるヤミ協定及び悪慣行については、昭和57年3月の総点検の結果を踏まえ同年9月に再度是正状況を把握するための総点検を行った。その結果、相当程度の改善をみているものの、なお未解決の問題もあるため、更に昭和58年3月に総点検を行ったところであり、今後とも年2回程度の総点検を行い、職場規律の刷新とその定着を図るものとする。

(イ) 現場協議制度については、国鉄当局において業務の正常かつ円滑な運営に支障が生じないよう抜本的改正を行うこととし、昭和57年7月に改定案を各組合に提示して団体交渉を行ってきた。その結果、国労、全動労とは妥結に至らず、同年12月から無協約状態となっているが、動労、鉄労、全施労とは同年11月末に当局案どおり妥結した。

イ 新規採用の原則停止等

昭和 58 年度の新規採用は原則として停止することとした。これにより、昭和 58 年度の予算人員は昭和 57 年度予算人員に比べ 2 万 2、600 人減と、経営改善計画で予定していた 1 万 4、300 人を上回る減員とした。昭和 58 年度においても、昭和 57 年度を上回る要員合理化を実施することとし、これにより昭和 59 年度においても新規採用の原則停止を継続するものとする。

ウ 設備投資の抑制

昭和 58 年度予算では、安全投資のほか東北新幹線の大宮以南の工事、通勤新線の工事等緊急を要するものを除いて極力抑制することとし、対前年度比 3、300 億円減の 7、060 億円とした。

エ 貨物営業の合理化

- (ア) 昭和 57 年 11 月 15 日のダイヤ改正で、経営改善計画で昭和 60 年度までに予定した諸施策を繰上げ実施した(800 駅・100 ヤード体制の昭和 57 年度未実施)。
- (イ) 昭和 60 年度において貨物部門固有経費で収支均衡を図るため、ヤード系輸送の全廃、拠点間直行輸送体制への全面転換等について検討を進めるものとする。

オ 地方交通線の整理の促進

- (ア) 第 1 次選定 40 線区(約 730 キロ)のうち、38 線区については、対策協議会が開催されており、会議開始希望日が昭和 58 年 4 月 1 日に新たに到来した 2 線区についても早期開催を図る。今後は、転換対策についての協議の促進を図るものとする。
- (イ) 第 2 次の 33 線区(約 2、170 キロ)については、昭和 57 年 11 月 22 日に国鉄より運輸大臣に承認申請が出されており、現在、関係道県知事に意見照会を行っているところである。
- (ウ) 特定地方交通線以外の地方交通線の民営化等については、その進め方について検討を進めるものとする。

カ 乗車証制度の見直し

乗車証制度については、昭和 57 年 12 月 1 日から次のとおり大幅な見直しを行ったところである。

- (ア) 無料乗車証については、職務乗車証を除きすべて廃止した。(これに代えて一部割引制度を設けた。)
- (イ) 職務乗車証についても、全国通用のものは廃止し、業務の遂行に必要な範囲のものとした。また、私鉄とのいわゆる相互乗車を禁止するための措置を講じた。
- (ウ) 家族割引については、大幅な縮減を図った。

キ 運賃の適正化等

他の輸送機関との競合関係、線区別原価等に配慮して全国一律運賃制を見直すこととし、その問題点についての検討を進めている。運賃上げの公共負担については、引き続き関係省庁間で検討を進めている。

ク 兼職議員の承認の見直し

国鉄では、いわゆる兼職議員について、昭和 57 年 11 月 1 日以降当分の間、議員としての任期途中にある者を除き、承認は行わないこととした。

ケ 資産処分の促進等による積極的増収

資産処分については、昭和 58 年度予算では対前年度比 800 億円増の 1、600 億円を予定している。また、現在一定規模以上の未利用地等の総点検を実施しており、今後その結果等も踏まえ未利用地の処理方法の見直し等を行い、増収に努めるものとする。

コ 自動車、工場及び病院の合理化等

自動車、工場及び病院については、現在、徹底的な合理化に取り組んでいるところであり、このうち病院については、既に従来の 128 機関を 56 機関に統廃合するとともに一般開放も逐次実施している。

2 日本電信電話公社及び日本専売公社

(1) 当面の合理化措置

ア 日本電信電話公社

効率的な事業運営を図るため、保守部門について、機器性能の高度化等に伴う要員配置の見直し、電話手動運用部門について、配置転換等の促進、電報部門について、配達業務の民間委託、電報受付局の統合等を行うなど要員の合理化に努めることとし、昭和 58 年度においては、全体として 1、983 人の減員を行うこととしている。

イ 日本専売公社

産地の事情を考慮しつつ逐次葉たばこ取扱所の統廃合を進める等製造・生産部門の合理化を推進し、昭和 58 年度においては、全体として 1、222 人の要員の縮減その他経営の合理化を図ることとしている。

なお、三重原料工場を昭和 57 年度末に廃止した。

(2) 基本的な改革方策

日本電信電話公社及び日本専売公社の経営形態の改革問題については、答申の趣旨に

沿って、引き続き鋭意調整を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。

3 年金

公的年金制度の改革については、昭和 58 年度末までにその具体的内容、手順等について成案を得るため、昭和 58 年 4 月 1 日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会において決定された下記(1)～(3)に沿って今後の検討を進めるものとする。

(1) 昭和 58 年度において次の措置を講ずる。

ア 国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。

イ 地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。

(2) 高齢化社会の到来に備え、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、昭和 59 年から 61 年にかけて次の措置を講ずる。

ア 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の関係整理を図る。

イ 共済年金について、アの改革の趣旨に沿って、上記制度との関係整理を図る。

(3) 以上の措置を踏まえ、給付面の統一化に合わせて負担面の制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする。

4 医療

(1) 医療費の適正化

ア 医療機関に対する指導監査の強化については、昭和 58 年度予算において医療指導監査官の増員を図るなど指導監査体制の強化を図っている。

イ 薬価基準の適正化については、昭和 57 年 9 月 18 日の中央社会保険医療協議会答申に基づき薬価算定方式を改革するとともに、薬価調査に基づき、昭和 58 年 1 月 1 日から 4.9 パーセントの薬価引下げを行った。また、昭和 58 年度において、薬価基準適正化の体制を強化するため薬剤管理官を新設した。

実勢価格の迅速・的確な把握のため流通調査官の増員等の措置を講じた。

ウ 老人保健制度(昭和 58 年 2 月から実施)の診療報酬については、昭和 57 年 12 月

29日の中央社会保険医療協議会答申に基づき、老人の心身の特性を踏まえ、入院医療から地域家庭における医療への転換、投薬より指導を重視した医療の確立、老人病院における医療の適正化を主眼とする診療報酬の設定を行った。

エ なお、医療費適正化に関し、需給両面にわたる総合対策を推進するため、昭和57年10月1日に厚生省内に「国民医療費適正化総合対策推進本部」を設置し、現在、鋭意検討を進めている。

(2) 医療保険制度の在り方

医療保険制度の在り方については、次のとおり検討を進めている。

ア 退職者医療制度の創設については、昭和57年10月25日社会保険審議会に対し諮問し、現在、審議中である。

イ 国民健康保険制度の在り方については、昭和57年12月20日の国保問題懇談会の報告も踏まえて、保険制度としての安定化を図るため、高額医療費について保険者の共同事業の実施を推進する。

ウ 日雇労働者健康保険制度の在り方については、昭和57年10月25日社会保険審議会に対し諮問し、現在、審議中である。

(3) 医療供給の合理化

地域医療の計画的整備を図ること等を目的とする医療法の一部を改正する法律案の早期成立を期する。

5 農業

(1) 昭和58年度予算において、補助金等の経費の徹底した節減合理化を行いつつ、需要の動向に即応した農業生産の再編成と生産性の向上を図ることに重点をおいて効率的に施策を展開することとしている。

(2) 昭和58年度において食糧事務所定員727人の縮減、食糧事務所支所6箇所の統合廃止等政府管理経費の節減を図ることなどにより食糧管理制度に係る財政負担の軽減を図ることとしている。

6 行政組織

(1) 国家行政組織法の改正

国家行政組織法の一部を改正する法律案の早期成立を期するとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を次期国会に提出すべく、諸般の準備を進めるものとする。

(2) 省庁編成

ア 総合管理庁の設置構想

総合管理庁の設置構想については、総理府本府及び行政管理庁の在り方について総合的、一体的に見直し、答申の基本的方向に沿って、できるだけ速やかに成案を得るよう努めるものとする。

イ 国土庁等3庁の統合構想

関係施策及び計画の円滑な調整と統合的な運営に資するため、当面、国土庁、北海道開発庁及び沖縄開発庁による協議の場を設けることとし、国土庁等3庁の統合については、当該機関の担当する行政の特殊性にも配慮し、各方面の意見を聴取しつつ検討を進めるものとする。

7 国と地方

(1) 機関委任事務の整理合理化等その在り方の見直し

各省庁における機関委任事務の総点検の結果を踏まえ、2年間に全体として機関委任事務の1割程度の整理合理化を実施することとし、このため、次期国会に所要の法律案を提出すべく準備を進めるものとする。

なお、機関委任事務等の在り方の見直しについては、臨時行政改革推進審議会の発足をまって、同審議会の審議を求める。

(2) 地方行政の減量化、効率化

ア 地方公共団体に対し、事務・事業の合理化、組織機構の見直し等による減量化、効率化を積極的に進めるよう求めるものとする。特に、地方公務員の定員については、定員管理指標（モデル）の作成等を進め、定員管理の適正化に関し指導の強化を図るとともに、地方公共団体においても国の定員削減計画に準じた措置が講ぜられるよう地方公共団体に対し、要請するものとする。また、国においては、地方公共団体の定員の増加をもたらすような施策を厳に抑制するとともに、職員配置に関する法令等による規制、関与についてその見直しを行うものとする。

イ 国家公務員の給与水準（退職手当を含む。）を著しく上回る地方公共団体に対し、不適正な運用等を早急に是正するよう、より一層指導を強化するとともに、財政上の措置について検討する。また、職員給与の実態の公表についてその趣旨の徹底を図るものとする。

ウ 地方議会の議員定数等地方議会の合理化問題については、各地方公共団体において

議会の機能に留意しつつ、自主的な検討が進められることを強く期待する。

(3) 国と地方の機能分担の見直し及び国の関与、必置規制の整理合理化

ア 国と地方の機能分担については、答申の趣旨に沿って、国、地方間の事務配分の見直しを行い、事務の再配分を推進するものとする。

イ 地方公共団体に対する国の関与及び地方公共団体の組織等に関する必置規制については、答申の趣旨に沿って見直しを行い、整理合理化を積極的に進めるものとする。